

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第99号

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「扶養親族」の右に「(以下「扶養親族等」という。)」を加える。

第4条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族」を「扶養親族等」に改める。

第5条第2項中「及び第3項」を削る。

別表第1 2の項中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

別記様式（表面）備考以外の部分中「

生年月日	年 月 日	※
------	-------	---

」を「

生年月日	年 月 日
------	-------

」に改め、同様式（表面）備考を削り、同様式（裏面）注意事項3(2)中「状況」の右に「(所得の状況を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則第3条、第4条及び別表第1の規定は、平成31年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)